

インドネシア：第二医薬用途に関する特許制限を復活

インドネシアでは、2016年法律第13号第4条(f)に基づき、既存／既知製品の新規用途や既存化合物の特定の新規形態など、一定の発見が特許対象発明の範囲から明示的に除外されていました。この除外規定は、2024年10月28日に特許法が改正された際に撤廃され、これにより、既知製品の新規用途（第二医薬用途など）や既存化合物の特定の新規形態（新規結晶形態など）が、インドネシアにおいて特許対象として認められるようになりました。

しかし、2026年8月28日に下された判決において、インドネシア憲法裁判所（MK）は上記の法律に対する司法審査の申立てを一部認め、第4条(f)に基づく特許制限を復活させました。

この判決は即時発効され、特に第二医薬用途クレームおよび既知化合物の新規形態に関する一定のクレームに影響することになりました。MKは、法的安定性、公衆衛生保護、および特許のエバーグリーンリング防止の観点から、第二医薬用途の禁止について明確に言及しました。

MKの判決を受け、インドネシア特許庁（DGIP）は、2024年10月28日（法律第65/2024号の発効日）から2026年8月28日までに提出された出願については、当該期間に適用される法律第65/2024号に基づいて審査が継続されることを確認しました。

2026年8月28日以降、MKの決定の公布後に提出された出願については、復活した第4条(f)項の解釈が適用されます。